

※ 令和5年度 農業生産活動等の実施状況（集落協定数）

農業生産活動等として取組むべき事項	合計
I 農業生産活動等（必須事項）	
1 耕作放棄の防止等の活動（複数可）	
①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等の委託を行う。	1
②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地かを行う。	0
③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。	1
④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。	0
⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。	2
⑥限界的農地については、林地化等（そのための買い上げを含む）を行う。	0
⑦作業道の設置、排水改良等な基盤整備を行う。	0
⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手、（認定農業者、これに準ずるものとして市長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。	0
⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農作物の加工・販売を行う。	0
⑩その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変更（田から畑等）等）	1
2 水路・農道等の管理活動（複数可）	
①水路の管理	3
②農道の管理	3
③その他の施設の管理	0
II 多面的機能を増進する活動（選択的必須事項）	
1 多面的機能を増進する活動（複数可）	
①農地と一体となった周辺林地の下草狩りを行う。	1
②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。	
③景観作物を作付ける。	2
④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、値の張る植物を畝間に植栽）。	
⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。	
⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。	
⑦陶器の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類のえさ場の確保を図る。	
⑧粗放的畜産を行う。	
⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。	
⑩その他（ ）	